

刈谷市路上喫煙の防止に関する条例を施行します

☎ 環境推進課 (☎62-1017)

路上喫煙は、たばこの火による周囲の人へのやけどや衣服の焼け焦げ、たばこの煙による受動喫煙、吸い殻のポイ捨てによるごみの散乱など、さまざまな問題が指摘されています。

路上喫煙の防止について、市、市民および事業者などの責務を明らかにし、一定のルールを定めることで、安心安全で快適な生活環境を確保することができるよう「刈谷市路上喫煙の防止に関する条例」を30年4月1日に施行します。



路上喫煙の防止にご理解とご協力をお願いします。

市内での路上喫煙の取り扱い

市内全域	路上喫煙禁止区域
市内全域の道路、広場、公園その他の屋外の公共の用に供する場所では、路上喫煙をしないよう努めなければなりません。	路上喫煙を特に防止する必要があると認める区域を「路上喫煙禁止区域」に指定します。この区域内では路上喫煙をしてはいけません。

路上喫煙の防止に関するQ&A

Q 路上喫煙ってなに？

A 道路、広場、公園その他の屋外の公共の場所(管理者の設置した所定の喫煙場所を除く)においてたばこを吸う行為または火のついたたばこを持つ行為をいいます。

Q 規制の対象になる人は？

A 市内に居住・通勤・通学・滞在する人または市内を通過する人が対象となります。

Q 路上喫煙禁止区域ってどこ？

A 人通りが多く、路上喫煙により他人に迷惑をかけるおそれの高い区域を指定します。
区域の指定は7月ごろを予定しています。

Q 罰則はあるの？

A 本条例は、喫煙者自らが喫煙マナー・モラルを向上させるような環境づくりが重要であると考え、罰則などの規定を設けません。
禁止区域ではパトロールを実施するなどして、路上喫煙の防止に努めます。

※条例の全文は市政情報コーナーまたは市庁からご覧になれます。

かりや自転車マップ Second Series 発行!

自動車の利用を減らし、自転車を利用するきっかけ作りとなる、かりや自転車マップをリニューアルしました。ぜひ手に取って市内を自転車で移動してみませんか？

配布場所 総合文化センター、産業振興センター、中央図書館などの市内公共施設

☎ 環境推進課 (☎62-1017)

